

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によつて、平成二十年十月二十三日付けで吉田総合病院労働組合執行委員長箕岡智から争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年十月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成二十年十一月三日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院において、吉田総合病院労働組合の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。